

[声明]

**労組法第2条第3条改正案の迅速な国会本会議通過を求める。
政府・与党は拒否権を云々するのではなく
非正規職労働者の権利保障対策を整備せよ！**

下請け労働者に対する元請け会社の使用者責任を認め、争議行為による個別組合員らの損害賠償責任を帰責事由等によって定めるようにする労組法第2条第3条改正案が国会本会議に直回付されて本格的な議論を控えている。

労組法改正案の内容は、第2条第2号に「この場合、勤労契約締結の当事者でなくても勤労者の勤労条件に対して実質的かつ具体的に支配・決定することができる地位にある者もその範囲においては使用者とみなす」という但し書き条項を新設し、第2条第5号の「勤労条件の決定」を「勤労条件」に変えており、第3条第2項に「裁判所は団体交渉・争議行為、その他の労働組合の活動による損害賠償責任を認める場合、各損害の賠償義務者別に帰責事由と寄与度によって個別に責任範囲を認定しなければならない」、同条3項に「『身元保証法』6条にもかかわらず、身元保証人は団体交渉・争議行為、その他の労働組合の活動によって発生した損害については賠償する責任がない」という内容を新設したものである。

今回の労組法改正案は、企業の無分別な損害賠償請求に苦しむ労働者らを保護するにはまだ十分ではないというのが事実である。しかし今回の改正案は、法案公聴会と4回の法案審査小委を経るなど調整と妥協の産物であり、元請けの使用者性の認定と労働争議の対象拡大など、前進した内容も含んでいる。特に、実質的な雇用主が交渉の責任を負うようにすることは、過去20年間の非正規職労働者らの切迫した要求であり切実な闘争の成果である。

裁判所の判断もやはり労組法改正案と軌を一にする。ソウル行政裁判所は、C J大韓通運が、集配店宅配運転手の労働条件と関連した事項に対して実質的に支配・決定することができる地位にあるため、労組法上の使用者に該当し、C J大韓通運が全国宅配労働組合との団体交渉を拒否したことは不当労働行為に該当する、と判断した経緯がある（ソウル行政裁判所2023年1月12日宣告2021ク合71748）。また最高裁は最近、現代自動車が社内下請け労組組合員らを相手取って起こした損害賠償請求訴訟事件の上告審で、争議行為の責任は原則的に労働組合にあり、個別労働者らの損害賠償責任は、労組における地位と役割、争議行為への参加の経緯および程度、損害発生に対する寄与度などを考慮して、個別的に判断しなければならないと判示した（最高裁2023年6月15日宣告2017タ46274事件）。

労組法改正に対する社会的共感もやはり十分に形成されている。去る1月、労組法第2条第3条改正運動本部が行ったアンケート調査によると、労組法第2条の改正に市民の多数が賛成し、第3条の改正も賛成意見が過半数だった。国家人権委員会は昨年12月「労働三権の実質的な保障のために労組法第2条第3条の改正が必要だ」という趣旨の立場を国会議長に表明している。

労組法改正は、国際基準に合うよう国内法を改正しなければならない政府の責務でもある。ILO結社の自由委員会はすでに韓国政府に、下請け労働者と派遣労働者の結社の自由および団体交渉権の保護を強化しなければならず、「雇用関係」に基づかず誰でも団結権を持たなければならないと勧告し、労働者の利害と関係があるすべての社会・経済的問題に対してストライキができるよう必要な措置を勧告しており、暴力や破壊による直接損害を除いては損害賠償と仮差押えを禁止し、個別労働者に損害賠償をすることができないようにし、損害賠償をする場合にも限度を置くことを勧告している。ILO第87号協約と第98号協約を批准し発効した今、上記勧告等にふさわしく労組法を改正する責務が政府にあるということである。

それでも政府と与党は労組法改正案に強く反対している。与党は十分な議論の末に労組法改正案が本会議に直回付されたにもかかわらず、憲法裁判所に権限争議審判まで請求するというよこしまな行為にまで出ている。今後改正案が国会本会議で可決されても、大統領が拒否権を行使する方針だという声まで出ている状況である。これは、政府と与党が、国会論議の過程や社会的共感、司法府の判断、国際基準などを全て無視し、財閥・大企業の代弁者の立場に立って非正規職労働者に犠牲を強いる行為に及んでいると言える。

今回の労組法改正案は、労働界が何か不当なことを要求して使用者らに苛酷な犠牲を強要するものではない。単に憲法上の労働三権を実質化することであり、権限を行使して利潤を追求した者はそれに相応しい責任を負わなければならないという当然の命題を実現する過程に過ぎないのである。

これに対し私たち民主社会のための弁護士会は、労組法改正案通過を頑なに阻止している政府と与党の行動を強く糾弾し、法案処理手続きが適切に終わられるよう迅速な国会本会議の通過を求める。また、政府と与党は労組法改正案に対する拒否権を云々するのではなく、今回の法改正を契機に非正規職労働者らの劣悪な処遇を改善し、最小限の権利保障のための対策整備に責任を尽くすことを共に求める。

2023年6月26日

民主社会のための弁護士会 会長 曹永鮮 ちよ よんそん